

教育基本法の早期改正を求める意見書

近年、教育を取り巻く環境は、青少年の凶悪犯罪の増加、学級崩壊やいじめ、不登校の問題、学力の低下、行き過ぎたジェンダーフリー教育の問題、教科書問題、家庭や地域社会での教育力の低下など極めて深刻な状況にあり、教育改革は正に国民的課題となっている。

こうした中、平成15年3月には中央教育審議会が文部大臣に対して「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画のあり方について」を答申し、教育基本法の改正を提唱した。我が国は、教育の再建と国際社会に生きる日本人のあり方を真剣に考え、新たな時代の教育の方向性を明確に指し示す時期に来ている。

よって、政府は一日も早く国会に教育基本法改正案を提出し、伝統・文化の尊重と愛国心の育成、家庭の意義と家庭教育の重視、道徳・宗教的情操の涵養、境域行政の責任の明確化などの観点から一切のタブーを排して論議を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年7月7日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣